



5月1日 改元以降 年表記の取扱い

市では、文書などに5月1日以降の年を表記する場合は、「元号「令和」」を使用します。なお、事前に大量に作成した書類やシステムの改修時期などの都合で、5月以降も「平成」と表記する場合がありますが、有効なものとなりますので、「令和」に読み替えてください。

問合せ 総務課 ☎042(346)9580

改元後も使えます 平成と表記した保険証など

市では、保険証などに5月1日以降の年を表記する場合は、「元号「令和」」を使用します。なお、お持ちの保険証などで、有効期限などに「平成」

納税通知書を 発送

今年度の固定資産税・都市計画税と、軽自動車税の納税通知書を4月25日(木)に発送しました。

固定資産税 都市計画税

対象 平成31年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有していた方

●路線価の公開

市では、固定資産税路線価を無料で公開しています。

●道路に使用されている土地の固定資産税非課税申告

土地の一部を分筆しないまま公共用道路として使用している場合(右下図)、道路部分の面積、または道路部分を除いた宅地部分の面積が分かる測量図面(土地家屋調査士や測量士など、有資格者が作成したものを添えて申告をすること)で、道

と表記しているものは、5月1日以降も有効です。「令和」に読み替えてご利用ください。

問合せ △国民健康保険被保険者証について：保険年金課国民健康保険担当 ☎042(346)9529

▽後期高齢者医療被保険者証について：保険年金課後期高齢者医療担当 ☎042(346)9538

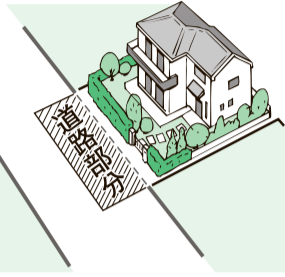
▽介護保険被保険者証について：高齢者支援課 ☎042(346)9510

▽乳児医療証・⑦医療証・⑧医療証について：子育て支援課 ☎042(346)9544

▽受給者証について：障がい者支援課 ☎042(346)9540、FAX ☎042(346)9541

下水道総合地震対策計画 (第三期)を策定

下水道の耐震化を図り、防災と被



路部分の固定資産税・都市計画税が翌年度から非課税になります。詳しくはお問い合わせください。

●償却資産

会社や個人で工場や商店などを営んでいる方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。詳しくは、納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

問合せ 税務課土地担当 ☎042(346)9524、家屋・償却資産担当 ☎042(346)9525

軽自動車税

対象 平成31年4月1日現在、市

災を想定して被害の最小化を図り、減災を組み合わせた総合的な地震対策を行うため、小平市下水道総合地震対策計画(第三期)を策定しました。

※計画書は、下水道課(市役所4階)、市政資料コーナー(市役所1階)、東部・西部出張所、図書館、ふれあい下水道館、小平市ホームページでご覧になれます。なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所では、1部30円で販売もしています。

問合せ 下水道課 ☎042(346)9846

都営住宅 地元割当 入居者を募集

市民を対象に、市内の都営住宅の入居者を募集します。

募集住宅 △2人以上の世帯向け住宅(上水南町)：1戸

内主たる定置場がある軽自動車などを所有していた方

5月31日(金)までに 納税を

固定資産税・都市計画税(第一期)、軽自動車税の納期限は、5月31日(金)です。納付方法など、詳しくは納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9526

スマートフォンで 市税の納付が可能に

スマートフォン用アプリ「PAYB」を利用して、市税を納付できます。納付書のバーコードをカメラ機能で読み取り、登録した銀行口座から納付できます。

利用できる納付書は、バーコードが印字された納付書(期別の税額が30万円以下で、納期限日の翌日から起算して35日以内のもの)です。

▽3人以上の世帯向け住宅(小川西町五丁目)：1戸

※計画書は、下水道課(市役所4階)、市政資料コーナー(市役所1階)、東部・西部出張所、図書館、ふれあい下水道館、小平市ホームページでご覧になれます。なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所では、1部30円で販売もしています。

問合せ 下水道課 ☎042(346)9846

申込書(募集案内)の配布

5月17日(金)～27日(月) 市民課(市役所1階)、東部・西部出張所、動く市役所、大沼・鈴木・中島地域センター、小川・上水南公民館

※5月18日・25日の土曜日は、午前8時30分から午後0時15分まで市民課で配布。

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

住民税特別徴収 事業所へ発送

原則としてすべての事業主を特別徴収義務者に指定しています。対象の事業主には、従業員の住民税額を記載した特別徴収税額決定通知書を5月10日(金)に発送します。

徴収義務者には、従業員を特別徴収義務者に指定しています。

東村山税務署 消費税軽減税率 制度説明会

小平商工会と東村山税務署は合同で、事業者を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者に関係がある制度です。ぜひお越しください。

申込み △送付：5月29日(水)まで(必着)に、提出書類を問合せ先へ

△持参：5月17日(金)から27日(月)までに、提出書類を市民課、東部・西部出張所、動く市役所へ

※5月18日・25日の土曜日は、午前8時30分から午後0時15分まで市民課で受付。

傍聴できます (仮称)第四次長期総合計画 市民ワークショップ

次期長期総合計画策定に向けた市民ワークショップを傍聴できます。

ワークショップでは、小平市の経営を疑似体験できるゲーム(SIM

※普通徴収の方、年金特別徴収の方は、税額決定・納税通知書を6月上旬に自宅あてに発送します。

湖南衛生組合 所有地を売却 (一般競争入札)

組合所有地を一般競争入札で売却します。

物件所在地と地積は次のとおりです。

▽武蔵村山市大南3-9-2：百66.88平方メートル

▽東大和市桜が丘4-332-2：59.44平方メートル

▽東大和市上台北3-377-2：59.76平方メートル

とき 5月7日(火)～6月5日

価格 百20円

問合せ 財政課 ☎042(346)9504

申込み 当日、会場へ(先着順)

◆ニューステアを創刊

次期長期総合計画の策定状況をお知らせする、(仮称)小平市第四次長期総合計画策定状況ニューステアを創刊しました。内容は、小平市ホームページからご覧になれます。

市議会 傍聴しませんか

5月臨時会(改選後の初議会)は5月20日(月)の午前9時に開会する予定です。

臨時会は、定員の範囲内でもな

問合せ 議会事務局 ☎042(346)9566、FAX ☎042(346)9567

それぞれ傍聴できます。

◆緑化推進委員会

とき 5月23日(木) 午後6時30分～8時30分

地域自立支援協議会全体会

申込み 当日、午後6時10分から、会場受付(先着順)

問合せ 水と緑と公園課 ☎042(346)9830

問合せ 障がい者支援課 ☎042(346)9540

わかりやすい予算を販売

平成31年度の予算と主な事業をわかりやすく説明した冊子です。

販売場所 市政資料コーナー(市役所1階)、東部・西部出張所

価格 百20円

問合せ 財政課 ☎042(346)9504

問合せ 議会事務局 ☎042(346)9566、FAX ☎042(346)9567

日程などは小平市ホームページでご覧になれます。詳しくはお問い合わせください。